

定 款

岡山県貨物運送株式会社

岡山県貨物運送株式会社定款

(昭和32年11月23日 一部改訂)	(平成元年 6 月29日 一部改訂)
(昭和36年 5 月21日 一部改訂)	(平成 2 年 6 月28日 一部改訂)
(昭和37年 5 月20日 一部改訂)	(平成 3 年 6 月27日 一部改訂)
(昭和37年11月23日 一部改訂)	(平成 5 年 6 月29日 一部改訂)
(昭和38年11月23日 一部改訂)	(平成 6 年 6 月29日 一部改訂)
(昭和42年11月23日 一部改訂)	(平成12年 6 月29日 一部改訂)
(昭和44年 5 月25日 一部改訂)	(平成14年 6 月27日 一部改訂)
(昭和48年 5 月27日 一部改訂)	(平成15年 6 月27日 一部改訂)
(昭和48年11月23日 一部改訂)	(平成16年 6 月29日 一部改訂)
(昭和49年 5 月26日 一部改訂)	(平成18年 6 月28日 一部改訂)
(昭和50年 5 月25日 一部改訂)	(平成21年 6 月26日 一部改訂)
(昭和57年 6 月28日 一部改訂)	(平成30年 6 月28日 一部改訂)
(昭和58年 6 月28日 一部改訂)	(平成30年10月 1 日 一部改訂)
(昭和60年 6 月28日 一部改訂)	(令和 4 年 6 月29日 一部改訂)
(昭和61年 6 月27日 一部改訂)	(令和 4 年 9 月 1 日 一部改訂)
(昭和62年 6 月26日 一部改訂)	

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、岡山県貨物運送株式会社と称し、英文では、Okayamaken Freight Transportation Co., Ltd. と表示する

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする

- | | |
|--|--|
| 1. 貨物自動車運送事業 | 工具、石油製品 |
| 2. 貨物利用運送事業 | 8. 付加価値通信サービス及びデータベースサービスの提供 |
| 3. 倉庫業 | 9. コンピュータによる情報処理並びにソフトウェアの開発及び販売 |
| 4. 航空運送代理店業 | 10. 電子計算機及び遠隔情報処理装置、端末装置、同付属装置等情報機器の販売 |
| 5. 通関業 | 11. 荷造梱包業 |
| 6. 産業廃棄物収集運搬業 | 12. 自動車修理業 |
| 7. 次の物品の販売 | 13. 各種建設機械、フォークリフトの特定自主検査及び修理業 |
| (1)青果物、水産食料品、農畜産加工食料品、日用品雑貨、家具、家電製品、インテリア用品、梱包資材、貴金属、装身具、書籍、雑誌 | 14. 自動車ボデー製作販売業 |
| (2)自動車、自動車用品、自動車修理用機械 | |

- | | |
|------------------------|-------------------|
| 15. 土木建築工事の設計施工及び請負業 | 法に基づく保険代理業 |
| 16. 不動産の売買、仲介、賃貸業、管理業 | 20. 各種代理業 |
| 17. 土地の開発、造成 | 21. 労働者派遣事業 |
| 18. 旅行業 | 22. 古物の売買業 |
| 19. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障 | 23. 前各号に関連する一切の業務 |

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を岡山市に置く

(機関の設置)

第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする

但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、4,000,000株とする

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く

(株式取扱規程)

第9条 当社の株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取及び買増請求の取扱い、その他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による

(単元未満株式の買増請求)

第10条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる

第3章 株 主 総 会

(基 準 日)

第11条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする

(招集の時期)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる

(株主総会参考書類等の電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする

- ② 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う

- ② 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の定員)

第17条 当社に取締役15名以内を置く

(取締役の選任)

第18条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う

但し、取締役の選任については、累積投票によらないものとする

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする

② 増員又は補欠により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する

② 取締役会の決議をもって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる

③ 前項の外、取締役相談役を選定することができる

(取締役会)

第21条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる取締役会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる

② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し、発するものとする

但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる

③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす

④ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の定員)

第22条 当会社に監査役4名以内を置く

(監査役の選任)

第23条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う

(監査役の任期)

第24条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする

② 補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする

(常勤監査役)

第25条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する

(監査役会の招集)

第26条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発するものとする

② 但し、緊急の必要がある場合には、前項の期間を短縮することができる

(監査役会規程)

第27条 監査役会の運営その他に関しては、この定款の定める事項の外、監査役会で定める監査役会規程による

第6章 計 算

(事業年度)

第28条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする

(剰余金の配当)

第29条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる

② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる

(自己株式の取得)

第30条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる

(配当金の除斥期間)

第31条 期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れる